

福岐の島町建設工事関係提出書類一覧表 ※金額は消費税込みの金額です

令和8年10月1日適用

提出書類名 (提出年月日、請負者印のある書類 は打合せ簿省略可)		提出期限	対象となる工事(請負金額)				摘 要 工事関係書類の提出について、紙媒体又は電子媒体 (島根県タイプ・国土交通省タイプ)のどちらで提出するかは、 監督員の指示を受けてください。(要・確認)	様式	根拠法令等
			4000万 以上	500万 以上 4000万 未満	130万 以上 500万 未満	130万 未満			
入札関係 様式	1 入札書	入札時	○	○	○	○	会社印、代表者印を忘れないでください。金額の桁間違いにも気をつけてください。委任者での入札の場合は、委任者印のみで結構です。	様式1	財務規則 第90条 工事執行規則 第11条
	2 入札委任状	入札までに(必要に応じて)	△	△	△	△	必ず被委任者印、委任者の使用印を押印してください。	様式2	財務規則 第90条 工事執行規則 第11条
	3 技術者専任の誓約書	入札までに	○	—	—	—	工事1件の請負金額が4,500万円以上(建築一式工事は請負金額9,000万円以上)の場合に主任技術者の専任が必要です。	様式3	建設業法 第26条第3項 契約約款 第10条
	4 入札辞退届	入札までに(必要に応じて)	△	△	△	△	入札前までに提出してください。急を要する場合は電話連絡により、後日、電話の日付で届を提出してください。辞退による不利益はありませんが、届出のない不参加は指名停止等の検討を行います。	様式4	工事執行規則 第11条
	5 工事内訳書	入札までに	○	○	○	○	別途記入要領を参照のこと。様式は任意ですが参考様式を示します。	参考様式1	入札契約適正化法 第12条 工事執行規則 第11条
	6 質疑応答書	仕様書に対し質疑のある場合 入札までに	△	△	△	△		参考様式2	
	7 建設リサイクル法に基づく説明書	契約締結前	○	○	△	△	対象建設工事の規模が「(1)建築物の解体:80㎡(2)新築改築:延床面積500㎡(3)修繕・模様替え等:工事金額1億円(4)その他の工作物に関する工事(土木工事等):工事金額500万円を超える」に該当する場合に必要です。	参考様式3	建設リサイクル法 第12条 建設リサイクル法施行令第2条
	8 契約保証金関係	契約締結前	○	○	—	—	500万円以上は契約保証(保証書、現金等)が必要です。現金等保証の場合は納入伝票により出納室で納入、担当に領収書を提出後、契約書を作成します。(保証日が契約日です。5,000万円以上は議会の議決が必要です。)	保証書等	財務規則 第102条 契約約款 第4条
工事着手 工程様式	9 着手届(現場代理人及び技術者届を兼ねる)	契約締結後7日以内	○	○	○	○	(契約日以降の日付) 主任技術者の資格証明書等、監理技術者の場合は監理技術者証の写しを添付してください。	様式5	契約約款 第10条 県共通仕様書 1-1-1-10
	10 現場代理人・主任技術者等の変更届	変更時	—	△	△	△	現場代理人、主任技術者又は監理技術者を変更するとき提出してください。資格を証明する資料等の写しを提出してください。	様式5-1	契約約款 第10条
	11 雇用証明書	着手届提出時	○	○	○	○	現場代理人、主任技術者に任じられた者との直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するため提出してください。	様式5-2	
	12 現場代理人兼務申請書 現場代理人兼務解除届	必用に応じて	△	△	△	△	兼務が認められる工事は一定の要件があり、特記仕様書に提示されています。	様式5-3	H29.11通知(兼務の取扱)
	13 主任技術者兼務申請書 主任技術者兼務解除届	必用に応じて	△	—	—	—	兼務が認められる工事は一定の要件があり、監督員に確認が必要です。	様式5-4	乗法施行令 第27条第2項 H29.11通知(兼務の取扱)
	14 工程表	着手届提出時	○	○	○	○	(契約日以降の日付) 着手届に添付してください。[「計画工程表兼工事履行報告書」の様式でも可。]	様式6	契約約款 第3条 県共通仕様書 3-1-1-2
	15 計画工程表 兼工事履行報告書	施工計画書提出時及び工事報告時	○	○	○注1	○注1	施工計画書(変更時も含む)に添付及び工事履行報告書(毎月)に提出してください。	様式7	契約約款 第11条 県共通仕様書 1-1-1-24
	16 使用材料一覧表 (材料使用承認願い)	施工計画書提出時	○	○	○	○	使用材料一覧表は、施工計画書に添付し、監督員と協議の上個々の材料承認願いを工事打合簿で提出します。	様式8	契約約款 第13条 県共通仕様書 2-1-2-1
	17 段階確認書 (工事打合簿で提出確認)	必要時随時	△	△	△	△	段階確認が必要な場合は内容と結果を工事打合簿で随時提出してください。	工事打合簿	県共通仕様書 3-1-1-6
	18 施工計画書 (含変更)	契約締結(含変更)後30日以内又は 記載内容に変更が生じた時	○	○	○注2	○注2	① 1-1-4を参考に作成し(契約日以降の日付)により提出してください。[「計画工程表」を添付 2.使用する全ての材料について「使用材料一覧表」を添付 3.「再資源関係」は必要時に添付をお願いします。 ② 変更については変更事項のみの記載、関係書類を添付してください。	任意	県共通仕様書 1-1-1-6
下請関係 様式	19 施工体制台帳	下請契約締結後直ちに	○	○	○	○	下請契約を締結するすべての工事で台帳を作成し工事現場に備え付ける必要があります。施工体制台帳の写しを提出してください。 ※下請契約書の写しを添付してください。 ※下請業者の退職金共済組合の加入証明書を添付してください ※下請金に応じた技術者の専任が必要な場合があります	様式9	建設業法 第24条の8 県共通仕様書 1-1-1-10
	20 施工体系図	施工体制台帳に添付	○	○	○	○	下請契約を締結するすべての工事で作成し工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示が必要で。施工体系図の写しを提出してください。	様式10	建設業法 第24条の8 県共通仕様書 1-1-1-10
	21 建設工事従事者名簿	施工体制台帳に添付	○	○	○	○		様式11	
請求関係 様式	22 請求書	随時(ほかの提出書類がそろってから)	○	○	○	○	部分払(請負金額500万円以上)は検査後 ① 竣工払は引渡書受領後 ② 前払は請負代金100万円以上[災害は50万円以上]、中間前払は請負金額 ③ 500万円以上で保証書が必要です。	様式12	財務規則 第53条
	23 建退共報告書	契約締結後1ヶ月以内 竣工時	○	○	○	○	(1)建退共掛金収納書届出書兼掛金減免理由書。(契約後1ヶ月以内提出) (2)掛金収納書精算書(竣工時) (3)建退共証紙受領書(下請があるとき) それぞれの掛金収納書は本書を貼付してください。	様式13	県共通仕様書 1-1-1-40
	24 出来形検査願	部分払の必要時	△	△	—	—	出来形写真(建築は火災保険)の添付が必要です。 ① 部分払又は部分引渡しがある場合は工事検査資料(書類・記録・工事写真・真・等)が必要です。	様式14	契約約款 第37条 県共通仕様書 1-1-1-21
	25 中間前金払認定請求書	中間前金払の必要時	○	○	—	—	認定請求書に別紙(工程表兼履行報告書)を添付し提出してください。 認定要件①工期の2分の1を経過していること。②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。③既に行われた作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。	様式15	契約約款 第34条第3項
	26 工期延期願	必要時	△	△	△	△	説明資料(工程管理資料、写真、気象資料等)が必要な場合は添付してください。(契約当初に考慮できなかった特別な理由が必要です。)	様式16	契約約款 第21条 県共通仕様書 1-1-1-15
	工事カルテ(CORINS) 受領書写し(当初登録)	提出不用	○	○	—	—	工事請負代金500万円以上の工事で契約締結後10日以内に登録が必要です。 竣工検査時に原本を確認した後返却します。	—	県共通仕様書 1-1-1-5
	28 " (変更・訂正)	提出不用	○	○	—	—	工期・現場代理人・技術者に変更・訂正があった場合に必要です。金額のみの変更及び技術者の変更等で専任性に影響がない場合は変更登録の必要はありません。次の変更登録時で完成時に内容修正してください。 竣工検査時に原本を確認した後返却します。	—	"
	29 " (完成)	提出不用	○	○	—	—	竣工検査完了後、最終的な情報で登録が必要です。 竣工検査後に原本を監督員が確認した後返却します。	—	"

隠岐の島町建設工事関係提出書類一覧表 ※金額は消費税込みの金額です

令和8年10月1日適用

提出書類名 (提出年月日、請負者印のある書類 は打合せ簿省略可)			対象となる工事(請負金額)				摘 要 工事関係書類の提出について、紙媒体又は電子媒体 (島根県タイプ・国土交通省タイプ)のどちらで提出するかは、 監督員の指示を受けてください。(要・確認)	様式	根拠法令等
			4000万 以上	500万 以上 4000万 未満	130万 以上 500万 未満	130万 未満			
工事 施工 工 関 係 様 式	30	支給材料受領及び精算書	引渡の日から7日以内及び精算時	△	△	△	△	様式17	契約約款 第15条 県共通仕様書 1-1-1-16
	31	工事打合簿	必要時随時	○	○	○	○	様式18	契約約款 第1条 県共通 第1編1-1-2
	32	事故発生報告書	事故発生時	△	△	△	△	様式19	県共通 第1編1-1-29
	33	事故発生速報	事故発生時	△	△	△	△	様式19参 考	県共通 第1編1-1-29
	34	品質証明書 品質証明報告書	必要時随時	△	△	△	△	様式20	県共通 第2編第2節 県共通 第3編1-1-8
	35	現場発生品調査書	必要時随時	△	△	△	△	様式21	県共通 第1編1-1-17
	36	工事完成通知書	工事完成時	○	○	○	○	様式22	契約約款 第31条 県共通 第1編1-1-20
	37	引渡書	検査済証発行日	○	○	○	○	様式23	契約約款 第31条
	38	契約保証金還付請求書	検査済証受領後	△	△	—	—	様式24	財務規則 第101条
	39	高度技術・創意工夫 実施状況	工事完成通知と同時	△	△	△	△	様式25	県共通 第3編1-1-15
	40	確認・立会願 及び監督員立会記録	必要時随時	○	○	○	○	工事打合 簿	契約約款 第14条 県共通 第3編1-1-6
	41	出来形管理図 工事完成図	工事完成通知と同時	○	○	○	○	任意	県共通 第1編1-1-19・23
	42	品質・出来形管理表	〃	○	○	○	○	任意	県共通 第1編1-1-23
	43	工事記録写真	〃	○	○	○	○	任意	県共通・写真管理基準 (案)
	44	使用材料伝票	提出不要	○	○	○	○	任意	
	45	産業廃棄物マニフェスト	提出不要(注)	△	△	△	△	任意	県共通 第1編1-1-18
	46	測定成績表 試験成績表	工事完成通知と同時	△	△	△	△	任意	特記仕様書
	47	竣工検査写真	検査後直ちに	○	○	○	○	任意	
	48	工事記録表	提出不要	○	○	○	○	—	県共通 第1編1-1-26
	49	安全巡視日報 及び巡回点検表	提出不要	○	○	○	○	—	県共通 第1編1-1-26
	50	下請工事検査報告書	提出不要	△	△	△	△	—	建設業法第24条の4
	51	建設副産物 実態調査票	工事完成通知と同時	△	△	△	△	—	

隠岐の島町建設工事関係提出書類一覧表 ※金額は消費税込みの金額です

令和8年10月1日適用

提出書類名 (提出年月日、請負者印のある書類 は打合せ簿省略可)		提出期限	対象となる工事(請負金額)				摘 要 工事関係書類の提出について、紙媒体又は電子媒体 (島根県タイプ・国土交通省タイプ)のどちらで提出するかは、 監督員の指示を受けてください。(要・確認)	様式	根拠法令等
			4000万 以上	500万 以上 4000万 未満	130万 以上 500万 未満	130万 未満			
そ の 他	①道路通行規制図	現場着手の2週間前まで	△	△	△	△	通行止め、片側交互通行等必要な場合、監督員と協議の上各道路管理者が必要とする部数を作成してください。	管理者様式	県共通 第1編1-1-32
	②施工成績書	工事完成通知と同時	△	△	△	△	推進工法、薬液注入工法など施工成績書を必要とする特殊な工法等がある場合、監督員と協議し、提出してください。 報告書には下請業者、作成者名を記入してください。	任意	
	③取扱い説明書等	工事完成通知と同時	△	△	△	△	機械・器具等がある場合は「取扱説明書」保証書を提出してください。また、コピーにより数部提出をお願いする場合があります。監督員と協議してください。	各メーカー説明書・保証書	特記仕様書
	④確認申請完了 検査済証	竣工検査まで	△	△	△	△	【建築工事のみ】監督員と協議の上、竣工検査前に完了検査を受けてください。	県	必要時 建築基準法 第7条
	⑤消防施設確認証	〃	△	△	△	△	【建築工事のみ】監督員と協議の上、竣工検査前に確認を受けてください。	消防	必要時 消防法 第17条
	⑥火災保険証 工事保険証	出来形検査願提出時 工事完成通知提出時	△	△	△	△	設計図書・仕様書に定めた工事事務、工事材料等に対する火災保険、工事保険に加入した場合は、その証券(本書)を町に提出してください。受取人は町としてください。	各保険会社	契約約款 第51条
	⑦手直し工事完了届	手直し工事完了後	△	△	△	△	竣工検査時に手直しがあつた場合必要です。手直し工事完了後、工事に関する資料(手直し指示事項の処理表、施工写真、施工前・施工後写真等)とともに直ちに提出してください。2週間以内に手直し検査が必要です。	検査様式-6	検査要綱 第11条

【1】上記に無い様式については監督員と協議のうえ、島根県等の様式を準用してください。(工事測量結果・植生報告等)

【2】上記とは別に、土木工事 建築工事 設備工事等についてそれぞれの特記仕様書に定める提出書類がある場合があります。

※注1 計画工程表兼工事履行報告書について請負金額500万円未満の工事、及び維持工事等簡易な工事において、監督員と協議のうえ工程表の提出に替えることができます。

※注2 施工計画書については、請負金額500万円未満の工事、及び維持工事等簡易な工事において、監督員と協議のうえ一部内容等を省略することが出来ます。災害復旧工事においては提出してください。